



2025年8月27日号
【助成金情報】 業務改善助成金

社会保険労務士法人桑原事務所
1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

皆様、おはようございます。
立秋を過ぎてもなお厳しい暑さが続いておりますが、皆様にはお変わりなくお過ごしでしょうか。

山口地方最低賃金審議会は19日、山口県の最低賃金を現行の時給979円から64円（6.5%）引き上げ、同1,043円とするよう山口労働局局長に答申しました。
引き上げ額、引き上げ率ともに過去最高となり、10月16日から発効する見通しです。
本日は、この最低賃金の引き上げに伴い、皆様にご活用いただける「**業務改善助成金**」についてご紹介します。

【業務改善助成金】

制度のポイント	事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。
活用例	30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。
利用できる企業	中小企業が利用可能
助成額	最大600万円 ※助成額は賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決まります。

下記より支給対象、要件等ご確認いただき、お役立ていただければと思います。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001471309.pdf>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D>

